



		協力要請)の職務を執行する徴収職員に、法第百四十七条第一項(身分証明書の提示等)の身分證明書を交付しなければならない。
2		國稅局長、稅務署長又は稅關長は、國稅を收納する職員に、國稅收納官吏章を交付しなければならない。
3		國稅局長、稅務署長又は稅關長は、國稅の徵収に関する處分又は滯納処分に係る歲入歲出外現金を收納する職員に、歲入歲出外現金出納官吏章を交付しなければならない。
4		前二項に規定する職員は、國稅を收納する場合又は國稅の徵収に関する處分若しくは滯納処分に係る歲入歲出外現金を收納する場合において、その納付する者の請求があつたときは、國稅收納官吏章又は歲入歲出外現金出納官吏章を提示しなければならない。
	(書式)	
		第三条 法又はこの省令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。
		法第三十二条第一項(第二次納稅義務の通則)の納付通知書及び法第二十四条规定の書面
		第二項前段(譲渡担保権者の物的納稅責任)の書面
		法第三十二条第二項の納付催告書
		法第五十四条(差押調書)の差押調書
		法第六十二条第二項(差押えの手続及び効力発生時期)及び法第六十二条の二第一項(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)の債権差押通知書(第三債務者に対するものに限る。)
		法第六十二条の二第一項の債権差押通知書(電子債権記録機関に対するものに限る。)
		法第六十八条第一項(不動産の差押えの手続及び効力発生時期)(法第七十条第一項(船舶又は航空機の差押え)又は法第七十一条第一項(自動車、建設機械又は小型船舶の差押え)において準用する場合を含む。)及び法第七十二条第一項(特許権等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押書
		法第七十三条第一項(電話加入権等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書
		法第七十三条の二第一項(振替社債等の差押えの手続及び効力発生時期)の差押通知書(發行者に対するものに限る。)
		法第八十二条第一項(交付要求の手続)の交付要求書
		法第八十六条第一項(参加差押えの手続)の参加差押書
		法第一百八十八条(売却決定通知書の交付)の売却決定通知書
		法第一百三十三条(配当計算書)の配当計算書
		法第一百四十六条第一項(検索調書の作成)の検索調書
		法第一百四十七条第一項(身分証明書の提示等)の身分証明書並びに前条第二項の国稅收納官吏章及び同条第三項の歲入歲出外現金出納官吏章
2		法第六十七条第四項(差し押さえられた債権の取立て)において準用する國稅通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第五十五条第二項(納付委託)の納付受託証書の様式及び作成の方法は、國稅通則法施行規則(昭和三十七年大藏省令第二十八号)別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。
3		令第五十一条(滞納処分費の納入の告知の手続)の納入告知書の様式及び作成の方法は、國稅通則法施行規則別紙第二号書式又は第二号の二書式にこれらの書式中「納稅告知書」を「納入告

		1 附 則 この省令は、國稅通則法の施行等に伴う關係法令の整備等に関する法律(昭和三十七年法律第六十七号)の施行の日から施行する。 この省令による改正前の國稅徵收法施行規則に定める書式は、當分の間、所要の調整をして使用することができる。
2		附 則 (昭和五四年一月一八日大藏省令第一号) 抄 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
1		1 附 則 (昭和四一年三月三日大藏省令第一七号) 抄 この省令は、昭和四十一年四月一日から施行する。 この省令は、昭和五十四年四月一日から施行する。
2		1 附 則 (平成一四年三月一九日財務省令第二一号) 抄 この省令は、平成十四年三月一九日から施行する。 この省令は、平成十四年四月一日から施行する。
1		1 附 則 (平成一四年一月二七日財務省令第七二号) 抄 (施行期日) この省令は、平成十五年一月六日から施行する。 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
2		1 附 則 (平成一九年三月三〇日財務省令第一八号) 抄 (施行期日) この省令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、第三条第三項の改正規定は、平成二十一年一月四日から施行する。 この省令は、平成二十年十二月一日から施行する。
1		2 附 則 (平成二〇年一月二六日財務省令第六九号) 抄 (施行期日) この省令は、平成二〇年一月二六日から施行する。
2		1 附 則 (平成二〇年一二月二二日財務省令第八四号) 抄 (施行期日) この省令は、平成二〇年一二月二二日から施行する。
		第一条 この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るために社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十一年一月五日)から施行する。 (経過措置) 第二条 第五条の規定による改正前の國稅徵收法施行規則に定める書式は、當分の間、所要の調整をして使用することができる。 附 則 (平成三〇年三月三一日財務省令第二四号) この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。 附 則 (平成三一年三月二九日財務省令第一三号) この省令は、令和元年七月一日から施行する。 (経過措置) 附 則 (令和二年三月三一日財務省令第二〇号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。 附 則 (令和三年三月三一日財務省令第二〇号) 抄 (経過措置) 2 この省令は、令和三年一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、令和二年四月一日から施行する。 附 則 (令和三年三月三一日財務省令第二〇号) 抄 (施行期日) 1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
2		2 この省令の施行の際、現に存する改正前の書式による用紙は、當分の間、これを繕い使用することができる。
附 則	(令和四年三月三一日財務省令第二二号)	

(施行期日)

- 施行期日  
この省令は、令和五年四月一日から施行する。  
  
経過措置  
改正後の国税徴収法施行規則第一条の四の規定は、この省令の施行の日以後に国税徴収法第十九条の規定により行う公告に係る公売について適用する。  
  
附 則（令和五年三月三一日財務省令第一八号）  
この省令は、令和六年一月一日から施行する。

別紙第1号書式

別紙第1 号書式 (税込金額)・金次・平税令等・平税令附・平税令附・税改法)									
第二次納税義務者 住所 所 業 種		納 付 通 知 書							
氏名又は 番号		税務署長 官 氏							
名前		名前							
納税者 番号	住所	年	月	日	年	月	日	年	月
納 税 者 番 号	住 所	年 度	稅 種	目	納 期	限 本 稅	稅 額	加 算 稅	稅 額
						円	円	円	円
納 税 者 番 号	住 所	年 度	稅 種	目	納 期	限 本 稅	稅 額	加 算 稅	稅 額
						円	円	円	円
納 税 者 番 号	住 所	年 度	稅 種	目	納 期	限 本 稅	稅 額	加 算 稅	稅 額
						円	円	円	円
納 税 者 番 号	住 所	年 度	稅 種	目	納 期	限 本 稅	稅 額	加 算 稅	稅 額
						円	円	円	円
上記納税者番号は税務署に記載され、あなたが第二 次納税義務者として納付すべき金額は、 納付の期限 年 月 日	納付場所	日本銀行の本店、支店、代理店若しくは法人代理 あなたのこの第二次納税義務を課されることの根拠となる法律の規定	国税徴収法第	条第	項	円	円	円	円



差押税額等の算定書									
税務署 官 氏 名 務									
年 月 日									
下記の滞納税及び滞納処分費を徴収するため、下記の見舞金差し押えましたので、国税徴収法第54条の規定により、この割 書を作ります。									
滞納者 住 所	氏名又は 名称								
年 度	税 目	納 期 限	本 稅	円	円	加 算 税	加 算 税	延 税 税	利 子 税
							法律による 金額	法律による 金額	滞納処分費 備 考
滞 納 國 稅 等						"	"	"	
差 押 財 產 (名稱、数量、性質及び所在)						"	"	"	

三

- 第1号書類を第2号、第3号及び第4号、この順序について提出する。  
又第2次法第156条第1項前段、くは認定金通産利潤法第38条第3項の規定により差し押せる場合には、必要な事項について所要の調整を加えることができる。  
第2次法第156条第1項後段、くは認定金通産利潤法第38条第3項の規定により差し押せる場合には、必要事項について所要の調整を加えることができる。  
適用を受けた差押請求を作成する場合は、その書類の右端に「他所要事項」として他の必要事項を「差押付額」欄に附記するものとする。  
法則第46条第3項規定の適用がある場合には、差押請求書若しくは第三者に承認させる場合には、この書式に定める事項のほか、検索及び立会いに関する事項又は差押財産の保管に関する事項を記載することその他の所要の調整を加えることができる。

電子機器記録機		税務署		年月日		備考	
所在地	名	般		官	氏名	印	
下記の諸項を記入し、捺印後、送付して下さい。この通知を受取った後に差押電子記録機を差し押さえます。							
被納者	住所	名前又は 姓					
年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納金分擔
消 納			円	円	円	円	円
國 稅					"	"	"
稅 等					"	"	"
差 押 等 子 機 器 並 其 記 録 機 器 並 其 子 機 器	( 備 考 及 び 領 )						

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

被納者 住所 氏名又は名称										年月日		
被納額及び被納割合を微改めるため、下記の點を差し替えます。										税務署 管 氏 名		
被納者 住所	年 度	税 目	納 期 限	本 税	加 算 税	延 帯 税	利 子 税	被納割合費	備 考			
										名	姓	種
油 粕 國 稅 等								金額 (法津による) 円				
(名前、数量、性質及び所住)								"	"			
								"	"			
								"	"			

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について準用する。

第三債務者等 住 所										年 月 日	税務署		
氏名又は名称										官 氏	名印		
下記の満額回収及び滞納処分権を微以下にしむるため、下記の財産を差し押さめます。													
満額回収 (権利)													
半 度	税 目	約 期 限	本 税	円	加 算 税	円	加 算 税	延 帯 税	円	利 子 税	円	満 領 処 分 権	額
消 税												"	
國 稅												"	
地 稅												"	
其 他 稅												"	
差 押 處 理 費												"	
(名称、数量、性質及び所在)													

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について適用する。

別紙第6号の2書式（平20財令64・追加）

第1号書式備考1から5まで及び第3号書式備考2は、この書式について選用する

名 姓 氏 名 ㊞  
官 氏  
下記の御説明及び御用紙の署名を依頼するため、下記の折込封筒等を差し届けます。  
差出者御用紙等について余念無くお預かりする場合に、当別用紙等に対し、施行してください。  
なお、この件名を受けた後は、御用紙等に施行してもその履歴は無効です。

別紙第6号の3書式（平20財令64・追加）

THE INFLUENCE OF THE ENVIRONMENT ON THE GROWTH OF AGRICULTURE 11

別紙第7号様式(昭54年令1・平成令1・平成令2・一般改正)

交 付 要 求 書																																																					
		税務署長	年 月 日																																																		
要求先の執行機関		吉 氏	名 国																																																		
所在地																																																					
名 称	般																																																				
下記の滞納国税及び滞納処分費を徵収するため、下記の対象について、国税徴収法第62条第1項の規定により、交付要求をします。																																																					
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">滞納者</th> <th rowspan="2">住 所</th> <th colspan="2">氏名又は 名 称</th> <th rowspan="2">滞納処分費 額</th> <th rowspan="2">考</th> </tr> <tr> <th>年 度</th> <th>税 目</th> <th>納 稅 限 本 稅</th> <th>加 算 税</th> <th>加 算 税</th> <th>延 滞 税</th> <th>利 子 税</th> <th>滞納処分費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滞 纳</td> <td></td> <td></td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>法 律 による 金額</td> <td>円</td> <td>法律による 金額</td> </tr> <tr> <td>国 税</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>税 等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>"</td> <td></td> <td>"</td> </tr> <tr> <td>交 付 文 件 に 依 る 要 求 書</td> <td>(各称、数量、性質及び所在)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				滞納者	住 所	氏名又は 名 称		滞納処分費 額	考	年 度	税 目	納 稅 限 本 稅	加 算 税	加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費	滞 纳			円	円	円	法 律 による 金額	円	法律による 金額	国 税						"		"	税 等						"		"	交 付 文 件 に 依 る 要 求 書	(各称、数量、性質及び所在)							
滞納者	住 所	氏名又は 名 称				滞納処分費 額	考																																														
		年 度	税 目	納 稅 限 本 稅	加 算 税			加 算 税	延 滞 税	利 子 税	滞納処分費																																										
滞 纳			円	円	円	法 律 による 金額	円	法律による 金額																																													
国 税						"		"																																													
税 等						"		"																																													
交 付 文 件 に 依 る 要 求 書	(各称、数量、性質及び所在)																																																				

備

- 第1号様式欄第1から5までは、この様式について準用する。
- 交付要求係に係る追徴税額並びに滞納処分料以外の手続である場合には、その手続に係る事件の表示を記載することその他所要の調整を及ぼるものとする。
- 滞納者の執行機関(法第88条の9第1項に規定する換価執行決定をいふ。以下同じ。)がされたものに限る。)につき滞納処分料が行われた事において、交付要求をするときは、この様式中「換価執行決定」であるのは、「換価執行決定をした行為換算等」とする。
- 第二次納付義務若しくは保證人として納付すべき国税又は法第24条第1項の規定により徵収する国税について交付要求をする場合は、必要な事項について所要の調整を加えことができる。
- 法第26条第5項の規定により交付要求をした場合は、同条第1項の規定により徵収しようとする金額、同項に規定する債権者又は担当債権者の住所及び氏名又は名称並びに同条第5項の規定により交付要求をする旨を記載することその他所要の調整を加えることができる。
- 法第22条第3項において準用する法第22条第5項の規定による交付要求をする場合について準用する。
- 法第59条第9項(『国税通則法第62条第4項において準用する場合を含む。』)の規定により交付要求をする場合には、その旨を記載すことその他の事項の調整を加えることができる。

別紙第8号書式(昭41年令17・金3、昭54年令1・平3年令24・一通改正)											
参 加 差 押 書											
所住地	税務署長	年	月	日	税務署長	年	月	日	税務署長		
名 称 段	官 氏	名前			官 氏	名前			官 氏		
下記の国税及び滞納処分費を徴収するため、下記の財産について、国税徵收法第66条第1項の規定により、参加差押をしました。											
滞納者	住所	氏名又は店名又は会社名	年	月	日	滞納者	住所	氏名又は会社名	年	月	日
滞 纳 国 税 等	年 度 税 目 納額 本 稅 加算 税 加算 税 延滞税 利子税 滞納処分費	税	月	日	滞納者	住所	氏名又は会社名	年	月	日	
參 加 差 押	(住所、数量、生質及び所在)	代金納付年月日			備 考	先 手	名、姓、性、質及び所在	税	月	日	

備考 第1号書式備考1から3まで及び5は、この書式について適用する。

別紙第9号書式(昭41年令17・金3)											
売却決定期通知書											
買受人	売却決定通知書	税務署長	年	月	日	買受人	売却決定通知書	税務署長	年	月	日
住 所	税務署長	官 氏	名前			住 所	税務署長	官 氏	名前		
下記のとおり、後付財産の売却決定をしました。											
滞納者	住所	氏名又は会社名	年	月	日	滞納者	住所	氏名又は会社名	年	月	日
滞 纳 国 税 等	年 度 税 目 納額 本 税 加算 税 延滞税 利子税 滞納処分費	税	月	日	滞納者	住所	氏名又は会社名	年	月	日	
參 加 差 押	(住所、数量、生質及び所在)	代金納付年月日			備 考	先 手	名、姓、性、質及び所在	税	月	日	

備考  
1 第1号書式備考1から3まで及び5は、この書式について適用する。  
2 挑戦財産の取扱いに応じるときは、記載事項について所要の調整を加えることができる。

別紙第10号書式(現行課金)・金銭、区分欄付

## 配 当 計 算 書

税務署長 年 月 日

官 氏

名前

下記受入欄に記載の換価代金等については、下記の交付期日及び場所において支払額又は換算金額に記載のとおり配当又は交付をすることとなりましたので、国税徵收法第13条の規定により、この旨算書を作ります。

滞 納 告 住 所	氏名又は 名稱	税務署長 年 月 日		
		換 価 財 產 等 の 名 称、數 量、性 質 及 び 所 在	金 額	年 月 日
受			円	
入			円	

備 考	税		
	換 価 代 金	期 日	年 月 日
第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について使用する。	円	等の交付	備 考

檢索開書		年月日									
稅務署											
官氏名 <sup>(注)</sup>											
(立会人の署名)											
備考											
検索した日時		年	月	日	午前	時	から	午後	時	まで	
備考											

別紙第11号書式（昭55年4月・令56年・平成4年・令3月4日・一部改正）

下記の課税國稅及び課税処分費につき課税処分のため、下記のとおり検索しましたので、國稅徵收法第14条第1項の規定により、この調書を作ります。

課納者	住 所	氏名又は 店名又は 新規	年 度	稅 目	納期限	本 稅	加算稅	延 稅	減 稅	利 子 税	課税処分費	備 考
課 納						円	円	円	法庫による 金額による	円	法庫による 金額による	
國 稅								"	"			
等								"	"			
検索し た場所								"	"			

備考
1 第1号書式備考1、2、4及び5は、この書式について適用する。
2 令第2次第1項ただし書の規定に該当する場合は、「課税國稅書」欄を省略することができる。
3 必要があるときは、この書式に定める事項のほか、差押留置の保管に関する事項を記載すること。その他所要の調整名を加えることができる。

別紙第12号書式 (昭40政令49・昭41政令17・平31財令13・一部改正)

第 号
徵收職員証票
稅務署
官 氏名
年 月 日生
年 月 日 交付
稅務署長
印

## 備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格B列8とし、紙質は厚紙白紙とする。
- 2 国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章については、上記書式中「徵收職員証票」とあるのは「国税収納官吏章」又は「歳入歳出外現金出納官吏章」とする。
- 3 徵收職員証票の交付を受ける職員が、国税収納官吏又は歳入歳出外現金出納官吏であるときは、上記書式中「徵收職員証票」の下に「国税収納官吏章」又は「歳入歳出外現金出納官吏章」と並記することにより、国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章に代えることができる。
- 4 第1号書式備考5は、この書式について準用する。